

令和7年度 三条市労働環境改善・働きがい向上モデル企業創出事業
「選ばれる職場づくり支援事業」業務 公募に係る質問及び回答

No.	質問	回答
1	事業内容について仕様書に「本事業では、三条市経済ビジョンに基づき、これらに対応するための職場づくりを支援し、市内企業の人材確保及び人材定着を図る。」という記載がございますが、人材定着に向けた支援だけでなく、求人採用支援といった人材確保に向けた企業の取組への支援は今回のプロポーザル事業の対象となりますでしょうか。	本事業は働きやすい労働環境を形成することで、市内企業の人材確保及び人材定着を図ることを目的としています。 これに資する取組であることが合理的に説明できれば対象になりますが、働きやすい労働環境の形成につながらない単なる求人採用のためのホームページや資料の作成などは対象になりません。
2	金属加工以外のものづくりに関わる企業、例えばサービス業に関わる卸売業等はコンサルティング対象企業になりえないのでしょうか。	コンサルティング対象企業の要件は、仕様書に記載のとおりですが、個別にその具体的な業態等を勘案し、採択の是非を判断します。
3	コンサルティング費用の考え方を確認させてください。 1 社あたりの負担はあくまでも2,934,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とし、その1/2を受託者が負担する（プロポーザルの予算）という理解であっておりますでしょうか。	本事業の受託者が実施するコンサルティングに要する費用（上限2,934,000円）の2分の1を当市が負担し、残りの2分の1をコンサルティング対象企業が負担します。
4	コンサルティング対象企業の売上規模や従業員数の制限はございますでしょうか。	売上規模の制限はありません。従業員数は、仕様書に記載のとおりです。
5	診断は弊社のツールを活用しても問題ございませんでしょうか。	仕様書に記載のアンケート調査を実施した上で、貴社ツールを活用した診断を行うことは差し支えありません。